

# 憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007  
FAX03-3261-5453

2025年2月27日(木)

NO. 1557号

本号3頁

## 衆院憲法審査会 最速で3月6日に今国会初の実質的な審議か

石破茂首相 (自民党総裁) と公明党の斉藤鉄夫代表、日本維新の会の吉村洋文代表 (大阪府知事) は25日、「高校無償化」などの実施に向けて2025年度当初予算案を修正することで合意しました。国会で与野党の協議を経て当初予算案が修正されるのは29年ぶり。石破政権は少数与党だが、維新の賛同で予算案の成立が確実となりました。

しかし、予算案の衆院通過は3月3日以降にずれ込む見通しとなったとの報道もあり、憲法審査会の今国会初の開催日が3月6日なるか微妙な状況です。

衆院憲法審査会は2月13日の幹事懇談会で、最速で3月6日に今国会初の実質的な憲法審を開くことでも合意しました。3月6日に始動した場合、定例日は大型連休までに7回あり、産経新聞は初回から4回目までは「国会機能維持」、5回目から7回目までは改憲ルールを定めた「国民投票法」を議題とすると報じています。

「国会機能維持」は緊急時の国会議員の任期延長、参院の緊急集会、臨時国会の召集期限、衆院解散権の制限に分けて議論する。「国民投票法」はインターネットCM、フェイクニュース対策、国民に憲法改正の判断材料を提供する国民投票広報協議会を個別に扱うとしています。

この産経の報道の通りであれば、次のような日程と議題で審議されるのでしょうか。なお、他の報道では、それぞれの開催日に審議される議題が入れ替わっているものもあります。

- 3月6日 緊急時の国会議員の任期延長、
- 3月13日 参院の緊急集会、
- 3月27日 臨時国会の召集期限
- 4月3日 衆院解散権の制限
- 4月10日 インターネットCM
- 4月17日 フェイクニュース対策
- 4月24日 国民投票広報協議会

衆院 前半 憲法 審査 会の 想定 され る 議 題	● 緊急時の国会議員の任期延長
	● 内閣による衆院解散の制約
	● 臨時国会召集の期限明記
	● 改憲の賛否を決める国民投票に関する法改正
	● 「国民投票広報協議会」の制度設計

## 「緊急時の国会議員の任期延長」、どのような議論に

衆院議員の任期満了の時期や解散後に、大地震などが発生し選挙実施が困難になった場合に、特例的な任期延長や身分復活を認めるか否かです。

衆院法制局・衆院憲法審査会事務局が、任期延長のための憲法改正に前向きな自民、公明、日本維新の会、国民民主、有志の会の計5会派と、「後ろ向きな」立憲民主、共産の2会派が審査会で発言した見解を一覧表にまとめました。2023年12月に第1弾(新藤義孝与党筆頭幹事が勝手に事務局にまとめさせた)が、そして2024年6月に第2弾が提出され、公表(衆議院のホームページに掲載)されました。

資料によれば、「積極5会派」は、議員任期延長が必要であること、対象となるのは五つの事態(大規模自然災害、テロ・内乱、感染症まん延、国家有事・安全保障、その他これらに匹敵する事態)であること、事態の認定は内閣が行い、国会が事前承認すること一という大枠で一致しました。

立憲も、議員任期延長を完全に否定しているわけではありませんが、ただ、国会議員を固定化し、内閣の独裁を生む恐れがあるなどとして、参院の緊急集会(憲法54条2項)で対応すべきだとの立場です。共産党も「議員任期延長は、選挙権を停止することであり、国民主権の侵害につながる」と、緊急集会での対応を求めています。

## 長谷部恭男氏 任期延長には「前政権が長期間居座り続ける」懸念がある

2024年5月18日の衆院憲法審査会の参考人質疑で、長谷部恭男氏(東京大学名誉教授、早稲田大学法学学術院教授)は「国家の存立に関わるような非常の事態に、通常時の論理がそのままの形で通用すると考えるべきではない。日数を限った規定の文言にこだわって、それを動かし得ない切り札であるかのように捉えて議論を進めるべきではないのではないか」と述べ、任期延長には「前政権が長期間居座り続ける」懸念があると語りました。

## **自民党憲法改正実現本部 衆参の意見の違いを修正、緊急集会の位置づけ等変える**

第213回国会閉会後、自民党は憲法改正実現本部で党内の意見の違いを修正するため、ワーキングチームで論議を積み重ね、9月2日に開いた本部会合で、緊急時代条項の創設とともに憲法への自衛隊の明記を本格的に目指すことなど、改憲の論点整理を確認しました。

その前、自民党憲法改正実現本部は8月7日、同本部の下に設置したワーキングチーム(WT)からこれまでの議論の取りまとめについて報告を受けました。WTは衆参の実務担当者等で構成。選挙困難事態における国会機能維持条項を中心に、その他のテーマについても検討を重ね、共通点や相違点を整理し、変更しました。

選挙困難事態における国会機能維持条項についてはまず、現行憲法で定める「参院の緊急集会」が緊急事態に対応するための唯一の緊急事態条項であり、参院の重要な権能であることを確認。憲法54条1項に定める総選挙までの40日間と特別国会召集までの30日間を合わせた70日間を緊急集会の活動期間として厳格に限定するものではないとしました。

さらに緊急集会は▽国会の代行機関であり、原則として国会の権能の全てに及ぶこと▽権限行使の範囲については、緊急集会が「国に緊急の必要があるとき」(54条2項ただし書)に求められることから、緊急性の要件を満たすかどうか判断されるべきこと一を確認しました。

また、解散ではなく任期満了による衆院議員不在の場合においても緊急集会で対応し得ることを憲法に明記することで一致しました。

その上で、わが党が提示している「条文イメージ(たたき台素案)」において「(国政選挙の)適正な実施が困難な場合」について国会議員の任期の特例を定めていることを踏まえ、一定の要件を満たすときには任期の特例を認めることを確認しました。

他方、選挙困難事態の認定要件(広範性要件と長期性要件)と、解散等により任期が終了した後に選挙困難事態が発生した場合における前議員の職務権限行使については引き続き議論を重ねていくとしました。

## **しかし、臨時国会での衆院憲法審査会では、この修正に触れず**

昨年12月19日衆院憲法審査会は「今後の議論の進め方」がテーマで開催。自民党の船田元筆頭幹事は「国会議員の任期延長を最優先に議論を進めるべき」として、緊急時の政府の権限や国会のルールを定める「緊急事態条項」に関連して国会議員の任期延長を最優先に議論を進めるべきだと主張した。日本維新の会、公明党、国民民主党、無所属の衆議院議員でつくる会派「有志の会」も、緊急時の議員の任期延長を優先して議論を進めることに賛同する考えを示した。

これに対し、野党側の筆頭幹事を務める立憲民主党の武正公一氏は、緊急事態条項よりも、テレビCMを規制する国民投票法の改正が最優先課題だと主張し、SNS上での偽情報の拡散などへの対応もあわせて検討すべきだという考えを示した。そのうえで「選挙妨害やポスターなどの問題に対して法整備の必要性が指摘される一方、選挙運動や表現の自由の保障も重要であり、憲法の観点から議論すべきだ」と述べた。

この審査会で自民党は憲法改正実現本部で審議し、9月2日にまとめ、方針転換した憲法54条の参議院の緊急集会への対応などには触れず、先の通常国会まで主張してきた自公・維新・国民・有志の会が主張する内容の議論を進めました。通常国会でその矛盾が露呈するのではないのでしょうか。

## **ウクライナ侵略3年 国連総会がロシア軍即時撤退求める決議 しかし、米国は自らの決議案に棄権**

ロシアによるウクライナ侵略の開始から3年にあたり、国連総会(193カ国)は24日に緊急特別会合を開き、ロシア軍のウクライナからの即時撤退や同国の領土保全を求めた欧州主導の決議案を賛成多数で採択しました。総会は、これとは別に、ロシア非難を避けた米国の独自決議案を修正した上む

で、賛成多数で採択しました。修正では国連憲章に沿った解決を求める欧州諸国の文言が盛り込まれ、米国は自ら提出した決議案に棄権する事態に追い込まれました。

ウクライナと欧州諸国が共同提案した決議には、日本を含む 93 カ国が賛成しました。米国やロシア、北朝鮮など 18 カ国が反対、65 カ国が棄権しました。

同決議はロシア軍の「即時無条件の完全撤退」を改めて要求しました。「武力による威嚇または武力行使から生じた、いかなる領土の獲得も合法とは認められない」と明言しています。



また「敵対行為の早期の終結と平和的解決」を求めるとともに「主権の平等や領土保全の原則を含む国連憲章に合致したウクライナでの包括的、公正で、永続する和平」を求めています。

一方、修正された米国案は、賛成 93、反対 8、棄権 73 で採択されました。米国のももとの案は▽ロシアとウクライナの紛争による人命の損失を悼む▽紛争の早期終結を求める—などの内容ですが、ロシアを非難していません。

フランスは欧州諸国を代表して、▽ロシアによる侵略の非難▽ウクライナの主権と領土保全の尊重▽国連憲章に沿った公正で包括的な和平—などの文言を追加する修正案を提案しました。フランスの代表は「これは国際法のための投票だ」「ウクライナと欧州諸国抜きでの紛争解決は、武力が法に勝る原則をつくる」と訴えて、修正案への賛同を呼び掛けました。総会は賛成多数でフランスの修正案を可決しました。

米国は同日開かれた国連安全保障理事会（15 カ国）に、総会に当初出した決議案と同じ決議案を提出しました。ロシアや中国など 10 カ国の賛成多数で採択されました。

安保理で発言したディカルロ国連事務次長は、ウクライナ和平に関して、「国連憲章や国際法、きょう国連総会で採択された決議を含む過去の総会決議に沿ったものでなければならない」と指摘。安保理で米国の決議案が採択されたものの、国連総会が示した意思を無視しないようくぎを刺しました。

## **維新 大軍拡予算に賛成し、さらに 10 兆円超の社会保障費削減求める**

日本維新の会が、高校無償化と国民医療費の削減を条件に、政府の来年度予算案に賛成することで自民・公明両党と合意しました。ごく部分的な課題と引き換えに大軍拡など重大な問題を含む予算案に賛成し、自公政権の延命に手を貸すものです。

重大なのは、3 党合意に、部分的な改善どころか国民の命を脅かす改悪が入ったことです。維新は、合意文書に国民医療費の削減額として最低年 4 兆円という数字を書き込ませたことを成果だと誇り、社会保障費削減のための協議体設置も盛り込ませました。

同党の吉村洋文代表は 10 兆円超の社会保障費削減を求めていると述べています。2022 年度の国民医療費は約 47 兆円です。「社会保障改革」と称し診療報酬引き下げなどを政府に迫る構えです。

自公政権の下、国民の暮らしを支える社会保障費は自然増分も圧縮され、医療・介護体制は危機に瀕しています。拡充こそ必要なのに、大幅な削減を求め、それを条件に予算に賛成する—二重三重に反国民的で異常な態度です。

23 年度、一般病院の半数が赤字（福祉医療機構の調査）で、病院の統廃合、医療従事者不足など困難に直面しています。日本病院会など病院 5 団体は 1 月、国に「地域医療崩壊の危機」と診療報酬引き上げなどを緊急要望しました。介護も同様です。介護報酬引き下げで、訪問介護事業所ゼロの自治体が広がり、在宅介護が崩れつつあります。

国民医療費を減らすためには、▽診療報酬をさらに減らす▽病院・病床・医師などを減らし医療体制を縮める▽患者負担を増やして受診抑制を起こさせる—ことが必要になります。国民が医療や介護を受けにくくすることが、維新の言う「改革」の中身です。

維新は「社会保険料を下げる改革案（たたき台）」で、社会保障支出削減のために医療の「人件費の適正化」を「断行する」とし、医療に市場原理を働かせることで「質の高い医療サービスを全ての

国民に提供できる体制を確立する」と言います。しかし、金次第の市場原理や医療従事者の人件費削減でそうした体制ができるはずはありません。